第４節　住民参加による移動サービスの持続可能性に関するアンケート調査

１．アンケート調査の概要

本事業において「持続可能性」は、団体の持続可能性ではなく、その地域で必要な人に対するサービスが存続している（なくならない）ことを指すものとしました。サービスが存続していれば、途中でサービスの実施形態の変更や、運営母体等に変更があってもよいということです。また、「持続可能性のある取り組み」の判断基準としては、20 年継続できることを目安としました。

この視点に立ち、下記の団体（計 833）にアンケート調査票を配布し、取り組みを継続できた理由・できなかった理由、行政等他の機関との関わり、今後何年継続できるか等の８項目と、取り組みの基本的な情報６項目を尋ねました。有効回答：266

①2010・2011 年時点の過疎地有償運送（現：交通空白地有償運送）66 カ所

②2010 年時点の市町村運営有償運送、住民運営・事業者運行による自主運行バス 14 カ所

③2010 年前後に発足した道路運送法上の許可・登録を要しない運送 11 カ所

④全国移動ネット会員および地域 NW 組織加盟団体、福祉有償運送 742 カ所

※①は 2011 年時点に存在した過疎地有償運送の全数、②③④は把握できた範囲のみ。

※2 種類以上の取り組みをしている場合は、当該団体が先に始めた類型に区分した

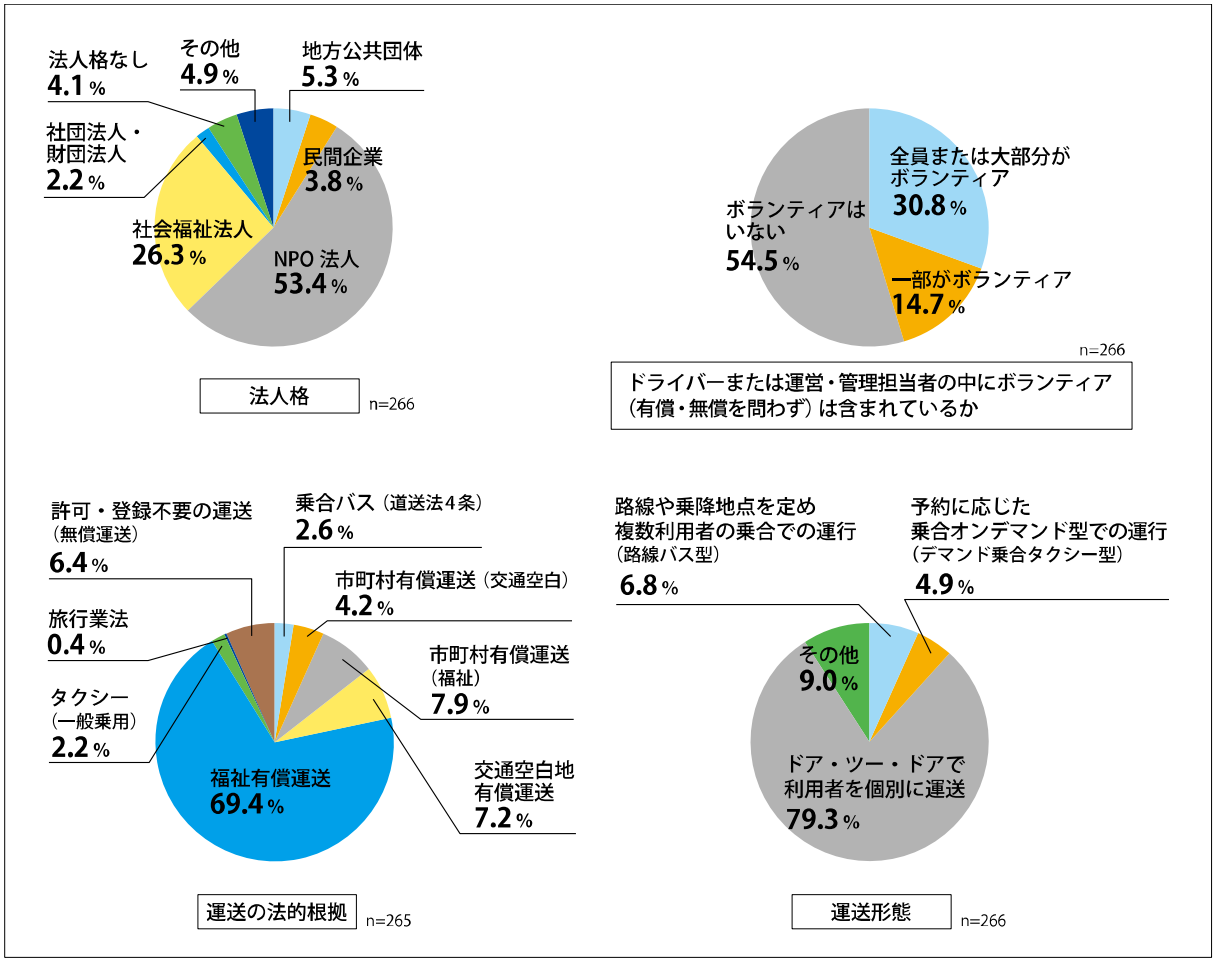

２．持続可能性を高める要因

その中から、持続可能性の高い活動モデルとして、「今後 10 年以上活動継続できる」と回答した団体の傾向を、クロス集計等で調べました。「車両の確保」や「ニーズの存在」も大きな要因でしたが、「今後 10 年以上活動継続できる」「大半又は一部がボランティア」という回答に最も最も影響するのは、「運転者の確保」という分析結果になりました。

移動サービスの提供が続いている理由は何ですか？主なものを3つ選んでください（N＝236）

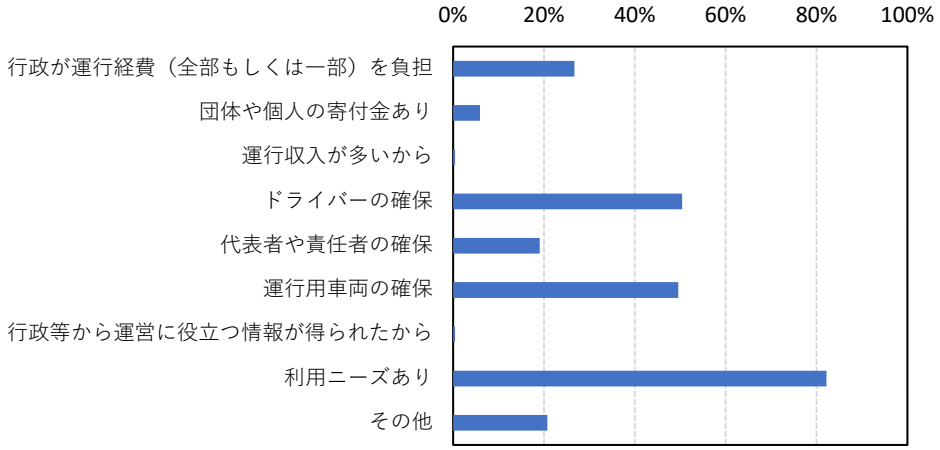

諸条件よりも利用ニーズがあるから続けているという結果

ドライバー数の増減（福祉有償運送以外）

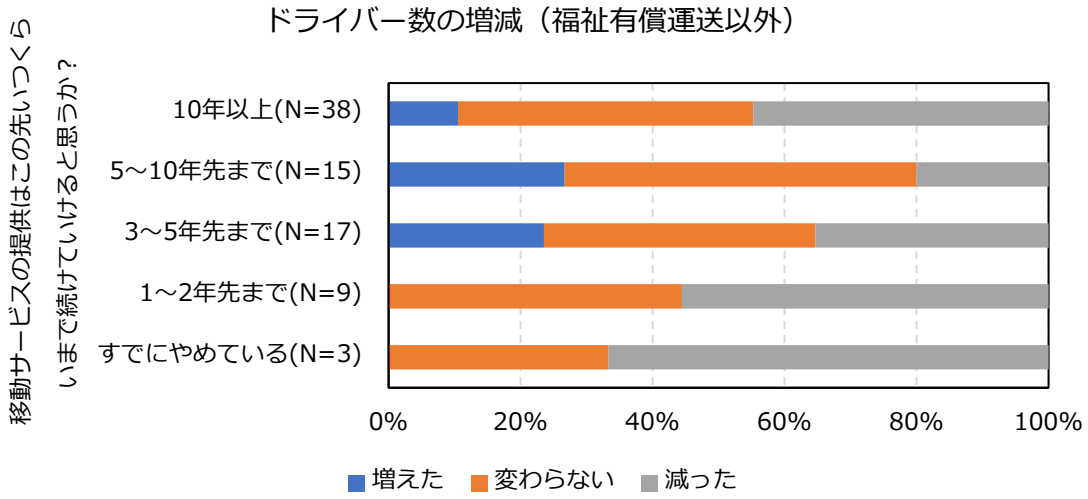

福祉有償運送以外は、運転者数が減ると継続可能年数が短くなる

福祉有償運送（ボラあり）は運転者が増えると継続可能年数が延びる

ドライバー数の増減（福祉有償運送・ボラあり）

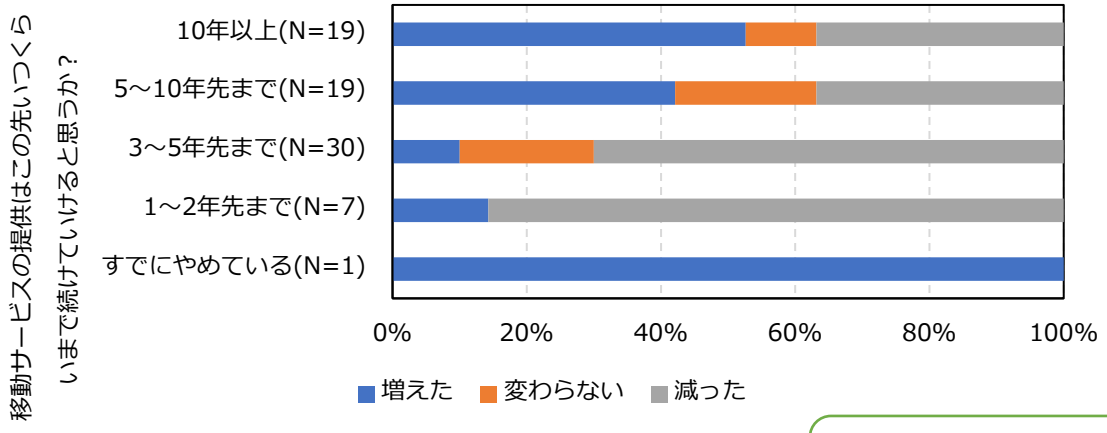

福祉有償運送以外は、連携団体が多いと継続可能年数が延びる

連携している団体数（福祉有償運送以外）

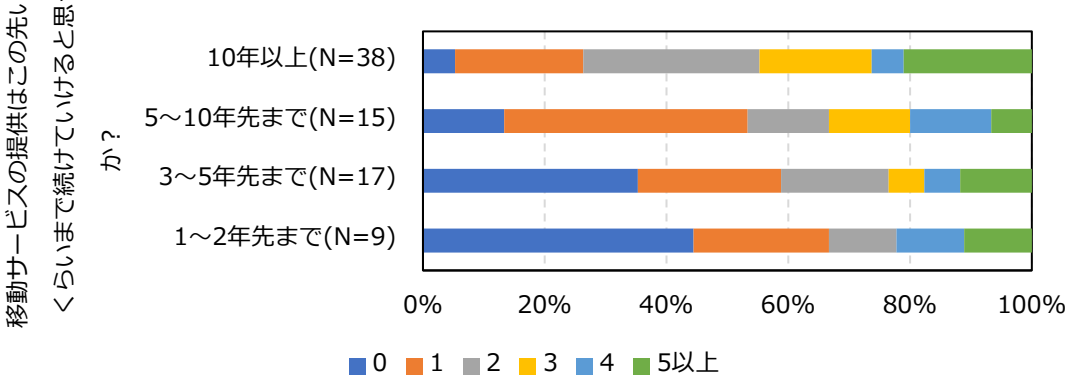

	市町村（健康福祉担当部局）	市町村（交通地域振興担当部局）	市町村（市民協働担当部局）	都道府県	市町村社会福祉協議会	社協以外の社会福祉法人	シルバー人材センター	医療法人	介護事業者	バス会社	タクシー会社	自治会・町内会	福祉領域以外のNPOなど	民間企業
当初から協力を受けている	68	35	10	19	51	16	7	12	24	8	17	20	19	16
その団体からの働きかけで取り組みを始めた	5	5	4	2	3	5	1	1	3	0	2	2	0	2
合計	73	40	14	21	54	21	8	13	27	8	19	22	19	18

福祉有償運送は、利用者が増えると継続可能年数が延びる

利用者数の増減（福祉有償運送・ボラあり）

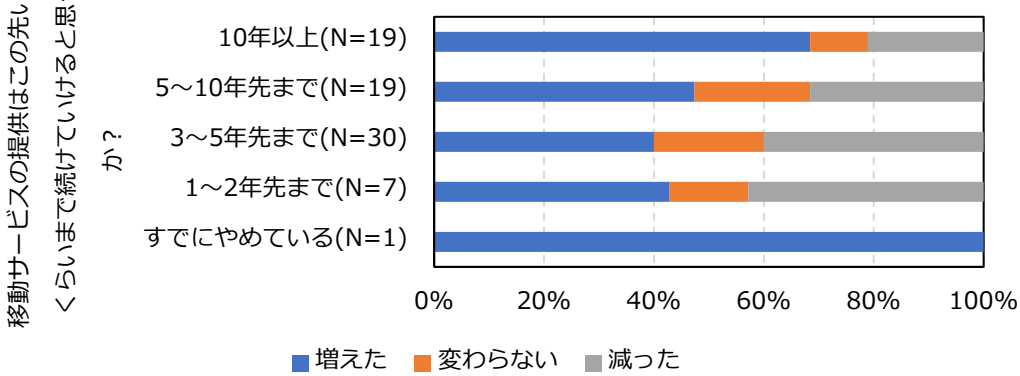

３．「持続可能性が高い」団体がしていること

2010（平成 22）年（またはそれ以前）から存続しており、今後も 10 年以上継続できると回答していて、「大半又は一部がボランティア」で、「運転者が増えた団体」がどのような団体か、自由記述を元に大別しました。

A：団体による運営方法の工夫が創出・発展の鍵になっているケース
B：行政や社会福祉協議会との連携が創出・発展の鍵になっているケース
※A・B 両方の要素を持った団体もあります。

A：団体による運営方法の工夫が創出・発展の鍵になっているケース
移動サービスの提供以外の事業や活動として以下のような取り組みを実施している

- 生活支援事業、家事援助等のたすけあい活動、訪問型サービスＢの補助受けた活動
- 介護保険事業、高齢者福祉施設の運営
- ファミリーサポートセンターの運営
- 実施母体である“たすけあいの会”を複数団体で運営
- 運営母体が生活協同組合
- 市町村から関連事業を受託（外出支援相談センター、施設管理、移動支援事業）
- 日帰りドライブ・書道・俳句・絵手紙の会・食事会など。
- おでかけ企画等事業
- シルバー人材センターの運営
- 環境保全事業（不法投棄物の回収等）
- 交流サロンの運営
- 民間助成金の活用と獲得
- シルバー人材センターからの運転者の派遣を受ける

B：行政や社会福祉協議会との連携が創出・発展の鍵になっているケース
連携協力団体から受けている具体的な支援内容

- 運営協議会への提出書類の作成、福祉有償運送の利用者の確認
- 送迎の依頼、利用者紹介、情報共有
- 行政が社会福祉協議会へ運行委託し、市民が担い手になっている
- 市町村からの運営費の一部補助、赤字補填の補助
- 福祉事業の立ち上げ支援（3 年間）
- 事務所借用
- 市町村が主宰者で、バス・タクシー会社等が運営委員として関わっている

スタートした時期（活動継続年数）に関わらず、このようなケースは全国各地にあるため、複数の条件を整えている事例、より積極的な連携関係ができている事例、展開しやすいと思われる事例を委員の推薦に基づいて追加し、ヒアリング調査をしました（第 3 部参照）。